

○保育料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」について

寡婦（夫）控除があるとみなして再計算した税額で保育料を決定します。控除額は、税法上の額に準じます。なお、合計所得金額が125万円以下の場合は非課税扱いとなります。

みなし適用の区分	みなし寡婦控除	みなし寡夫控除
合計所得金額が500万円以下	30万円	26万円
合計所得金額が500万円超	26万円	—

1 対象となる方 ※適用しても減額にならない場合があります。

申請時点において、次の(1)から(3)までのすべてに該当する方

- (1) 婚姻によらずに母（父）となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしていない。
- (2) 生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる。
- (3) 父の場合、合計所得金額が500万円以下である（母の場合、所得制限なし）。

2 申請に必要な書類

「寡婦（夫）控除のみなし適用申出書」及び申請者・子の戸籍全部事項証明書（3か月以内に発行したもの）、その他、必要に応じて有効期限内の児童扶養手当証書の写しや住民票等を請求することがあります。

○保育料の減免についてご相談ください。

1 対象となる方 ※以下の項目に該当しても内容によっては減免できない場合があります。

1	天災・火災等により住宅、家財に損害を受けた場合
2	農作物の不作、不漁等により世帯収入が減少した場合
3	世帯員の死亡又は重大な障害若しくは長期入院等により世帯収入が減少した場合
4	事業の休廃止又は損失の発生若しくは失業等により世帯収入が著しく減少した場合
5	多額の医療費がかかる場合
6	児童が傷病等でやむを得ず、1月のうち1日も利用しなかった場合
7	その他

2 申請に必要な書類

「利用者負担額減免申請書」、給与明細書や医療費等の領収書等

※みなし寡婦（夫）控除及び減免は、申請月分の保育料が既に納入済みである場合、適用できません。

※適用を受けている期間中に状況の変更等が生じた場合は、届出が必要です。